

社会教育委員委嘱式及び第1回平塚市社会教育委員会議 次第

令和6年6月5日（水）午後3時～

平塚市役所 410会議室 司会：社会教育課長

<委嘱式>

- 1 委嘱状の交付
- 2 教育長あいさつ

<第1回会議>

- 1 自己紹介 . . . P. 1
- 2 社会教育委員の職務等について
 - ・社会教育法等関係法令 . . . P. 3
 - 資料4
 - ・令和4・5年度平塚市社会教育委員会議の実績 . . . P. 6
- 3 社会教育部の概要について
 - ・教育委員会の組織、教育大綱と令和6年度教育の方針 . . . P. 9
 - 資料1、資料2
 - ・令和6年度社会教育部各課の事業予定 . . . P. 17
- 4 議長及び副議長の選出について
- 5 議事
 - (1) 令和6年度社会教育関係団体等への補助金の交付について . . . P. 24
 - (2) 今後の協議の進め方について . . . P. 27
 - 資料3
 - (3) 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業について . . . P. 29
 - (4) 今後の会議予定について . . . P. 2
 - ・第2回会議
 - 7月23日（火） 平塚市役所619会議室
- 6 その他

【事前配付資料】

- ・平塚市教育大綱
- ・令和6年度平塚市教育の方針
- ・令和4・5年度平塚市社会教育委員会議報告書
- ・生涯学習と社会教育の違い
- ・社会教育委員活動のためのハンドブック（2022改訂版）

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

【当日配付資料】

- ・次第
- ・社教連会報 No.94（社会教育委員のみ）

令和6・7年度
平塚市社会教育委員会議

第1回定例会議

令和6年6月5日（水） 午後3時～

平塚市役所 410会議室

令和 6 ・ 7 年度 平塚市社会教育委員名簿

	氏 名	分 野	推 薦 母 体 等	任 期
1	ひき ゆきこ 比企 祐紀子	学校教育関係者	平塚市立小学校長会 (相模小学校)	R6.6～
2	わたなべ ようこ 渡邊 容子	学校教育関係者	平塚市立中学校長会 (金旭中学校)	R6.6～
3	こじま まゆみ 小島 眞由美	社会教育関係者	神奈川県公民館連絡協議会	R6.6～
4	すずき けいいち 鈴木 敬一	社会教育関係者	平塚市自治会連絡協議会	R4.6～
5	まるしま たかお 丸島 隆雄	社会教育関係者	平塚市地域教育力ネットワーク協議会	R2.6～
6	ささお ゆういちろう 笹尾 祐一郎	社会教育関係者	平塚市公民館連絡協議会	R6.6～
7	くにまさ みか 國正 弥花	社会教育関係者	公募委員	R6.6～
8	さいごう りゅうたろう 西郷 龍太郎	社会教育関係者	公募委員	R6.6～
9	みやじ かよ 宮路 佳代	家庭教育関係者	平塚市PTA連絡協議会	R6.6～
10	にしだ ようへい 西田 洋平	学識経験者	東海大学	R6.6～
11	いいだ しづこ 飯田 しづ子	学識経験者	元小学校長	R4.6～

《平塚市教育委員会》

所属・職	氏 名
教育長	吉野 雅裕
社会教育部長	石川 亜貴子
社会教育部社会教育課長	石塚 誠一郎
社会教育部中央公民館長	鳥居 昌
社会教育部社会教育課課長代理	木村 明智
社会教育部社会教育課主査	木村 圭太
社会教育部社会教育課主事	吉水 伶奈

令和 6 年度 平塚市社会教育委員 会議等予定表

日時	会議名	会場	対象
5 月 13 日（月）	県社教 理事会①	総合教育センター	県理事
6 月 5 日（水）	定例会議①	平塚市役所（4 1 0 会議室）	全員
6 月 10 日（月）	県社教 総会	総合教育センター	県理事
7 月 23 日（火）	定例会議②	平塚市役所（6 1 9 会議室）	全員
9 月 2 日（月）	県社教 研修会	総合教育センター	県理事および 希望者
10 月 7 日（月）	県社教 理事会②	総合教育センター	県理事
10 月 22 日（火）	定例会議③	平塚市役所（6 1 9 会議室）	全員
10 月 23 日（水） ～25 日（金）	全国社会教育研究大会兼関東甲 信越静社会教育研究大会（茨城大 会）	水戸市民会館	
11 月 2 日（土） 午前	県社教 地区研究会（海老名市）	海老名市文化会館	県理事および 希望者
1 月 21 日（火）	定例会議④	平塚市中央公民館 （3 階大会議室）	全員
2 月 4 日（火）	県社教 地区研究会（大磯町）	大磯プリンスホテル	県理事および 希望者
3 月 18 日（火）	県社教 理事会③（午前） 関プロ神奈川大会実行委員会 （午後）	総合教育センター	県理事

その他として、令和 7 年 2 月に教育委員との意見交換会を予定

2 社会教育委員の職務等について

・社会教育法等関係法令

○社会教育法

一部抜粋

(昭和 24 年 6 月 10 日法律第二百七号)

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(国及び地方公共団体との関係)

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 19 条 削除

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌す

べき基準を定める省令

(平成 23 年 12 月 1 日文部科学省令第四十二号)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第 1 条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

○平塚市社会教育委員に関する条例

(昭和 41 年 3 月 31 日条例第三号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条及び第 18 条の規定に基づいて社会教育委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び定数)

第 2 条 本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、その定数は、15 人以内とする。

(委嘱の基準)

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 特別の理由があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則 抄

1 この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会教育法施行条例(昭和 24 年条例第 26 号)は、廃止する。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日条例第 10 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○平塚市社会教育委員の会議に関する規則 (昭和 41 年 3 月 31 日教委規則第一号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市社会教育委員に関する条例(昭和 41 年条例第 3 号)第 5 条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 会議のために議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選による。

3 議長は、委員を代表し、議事その他の職務にあたる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、必要に応じて議長がこれを招集する。

(定足数)

第 4 条 会議は、委員の定数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(表決)

第 5 条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が会議に諮り定める。

付 則

この規則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

・令和4・5年度平塚市社会教育委員会議の実績

《全体会議》

会議名	日 時	会 場	内 容
第1回 会議	令和4年 6月1日（水） 15時	平塚市役所 619 会議室	1. 自己紹介 2. 社会教育委員の職務等 3. 社会教育部の概要について 4. 議長及び副議長の選出 5. 議事 （1）令和4年度社会教育関係団体等への補助金の交付 （2）今後の協議の進め方 （3）神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業
第2回 会議	令和4年 7月24日（火） 15時	平塚市役所 410 会議室	1. 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業 2. テーマ協議について 3. 今後の会議予定について
第3回 会議	令和4年 10月25日（火） 15時	平塚市役所 410 会議室	1. 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業について 2. 協議テーマについて 3. 今後の会議予定について
第4回 会議	令和5年 1月24日（火） 15時	平塚市役所 410 会議室	1. 実施事業紹介 2. 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業 3. テーマ協議について
第5回 会議	令和5年 6月6日（火） 15時	平塚市役所 410 会議室	1. 新規委員及び新規事務局職員の紹介 2. 令和5年度社会教育関係事業について 3. 議事 （1）令和5年度社会教育関係団体等への補助金の交付について （2）神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業について （3）テーマ協議 （4）今後の会議予定について
第6回 会議	令和5年 7月25日（火） 15時	平塚市役所 619 会議室	1. 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業 2. テーマ協議について 3. 今後の会議予定について
第7回 会議	令和5年 10月24日（火） 15時	平塚市役所 410 会議室	1. 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業 2. テーマ協議について 3. 今後の会議予定について
第8回 会議	令和6年 1月23日（火） 15時	平塚市役所 410 会議室	1. 神奈川県社会教育委員連絡協議会の事業 2. 報告書（案）について

《教育委員との意見交換等》

会議名	日 時	会 場	内 容
教育委員との 意見交換会	令和 5 年 2 月 17 日 (金) 13 時 00 分	平塚市役所 教育長室	社会教育委員会議の研究テーマの紹介
教育委員との 意見交換会	令和 6 年 2 月 20 日 (火) 15 時 15 分	平塚市役所 教育長室	社会教育委員の活動報告

《神奈川県社会教育委員連絡協議会》

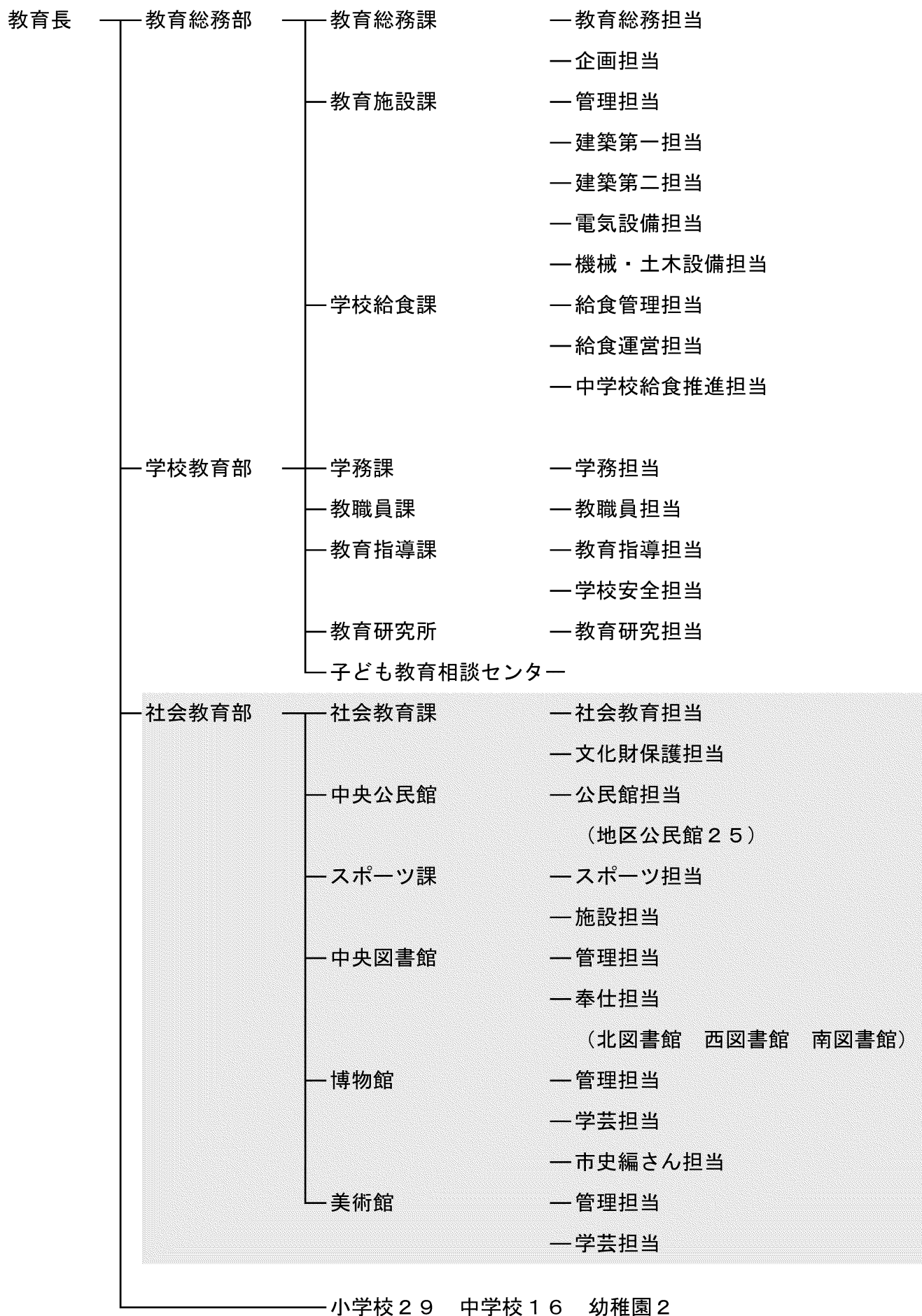
会議名	日 時	会 場	内 容
研修会	令和 4 年 8 月 29 日 (月) 13:30～15:00	オンライン 開催	「地域の教育力を引き出すために」 ～社会教育委員ができる「人づくり、つながりづくり、 地域づくり」の視点から～ 講師：志々田 まなみ 氏 (国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官)
地区研究 会 (愛川町)	令和 4 年 11 月 21 日 (月) 13:00～16:00	愛川町文化 会館 ホール	1. 人権講話「愛川町の人権擁護委員活動の紹介」 2. 事例発表 (1) 人のつながり 3. 事例発表 (2) 文化の継承
地区研究 会 (箱根町)	令和 5 年 2 月 16 日 (木) 13:00～16:00	仙石原文化 センター ホール	1. 人権講話「箱根町教育相談センターについて」 2. 事例発表 (1) ～幅広い世代交流を通じて～明星展の取 り組み 3. 事例発表 (2) ～幅広い世代交流を通じて～仙石原文化 センターまつり
研修会	令和 5 年 9 月 4 日 (月) 13:00～16:15	県立総合教 育センター	「社会教育委員と社会教育主事の連携について」 講師：吉田 和夫 氏 (一般財団法人 教育デザイン研究所 代表理事)
地 区 研 究 会 (開成町)	令和 6 年 1 月 27 日 (土) 13:30～16:15	開成南小学 校 多目的ホー ル	1. アトラクション (開成町阿波おどり連協会 上島紫粋連) 2. 人権講話「医療を通じて社会に貢献」 3. 研究発表①開成町の概要 ②活動事例報告
地 区 研 究 会 (寒川町)	令和 6 年 2 月 15 日 (木) 13:00～15:50	寒川町民セ ンター ホール	1. アトラクション「アーバンスポーツの魅力発信！」 2. 人権講話 「不登校・ひきこもりの悩みー地域でつながる・よりそ う・認め合う」 3. 事例発表 (1) 「すべての世代が集う公民館をめざして」 4. 事例発表 (2) 「本が大好きな寒川の子どもたちを育て るためにー総合図書館を拠点とした子どもの読書活動支 援ー」

平塚市社会教育委員会議 過去の報告・提言等の項目

年 月	項 目
平成16年3月	市民ひとりひとりが自主と連携のもとに生き生きと生涯学習をすすめるにあたって、平塚市の社会教育はいかにあるべきか ～生涯学習支援センターの設立に向けて～（報告）
平成18年3月	市民ひとりひとりが自主と連携のもとに生き生きと生涯学習をすすめるにあたって、平塚市の社会教育はいかにあるべきか ～子どもにかかわる公民館活動～（提言書）
平成20年2月	これからの公民館のあり方について ～地域の特性を活かした公民館活動～（提言書）
平成22年3月	（「地域力を活かした生涯学習の取組み」～地域・学校・公民館の連携～というテーマで地区研究会を開催） 平成18・19年度提言書「これからの公民館のあり方について」の検証
平成24年3月	地域の中での規範意識の低下に関する問題について 公民館の現状と課題について（公民館主事へのアンケート調査結果から） 公民館の諸事業に食育活動を取り入れるための提案について
平成26年3月	社会教育における子ども達の生きる力を育む方策について（提言書）
平成28年3月	社会教育における子ども達の生きる力を育む方策について ～子どもの居場所づくりを考える～（報告）
平成30年3月	新しい学社連携に向けて ～平塚スタイルで地域教育力のつながりを考える～（報告）
令和2年3月	世代を超えて、地域・学校の協働による ひらつかスタイル（報告）
令和4年3月	コロナ禍における社会教育のあり方（報告）
令和6年3月	子どもたちの地域参加・参画～顔の見えるつながりをめざして～（報告）

平塚市教育委員会

(令和6年4月1日)



令和6年度 平塚市 社会教育部予算

	(単位:千円) 令和6年度当初	(単位:千円) 令和5年度当初	(単位:千円) 増減額	前年度比
一般会計 計	100,250,000	87,610,000	12,640,000	114.4%
社会教育部（職員給与費除く） 計	1,729,441	1,721,726	7,715	100.4%
社会教育費（職員給与費除く）	1,507,327	1,573,551	-66,224	95.8%
社会教育課・・・社会教育総務費	55,675	54,835	840	101.5%
中央公民館・・・公民館費	755,272	930,679	-175,407	81.2%
中央図書館・・・図書館費	380,221	328,663	51,558	115.7%
博物館・・・博物館費	87,626	88,872	-1,246	98.6%
・・・市史編さん費	3,127	3,465	-338	90.2%
美術館・・・美術館費	225,406	167,037	58,369	134.9%
保健体育費（職員給与費除く）	222,114	148,175	73,939	149.9%
スポーツ課・・・保健体育総務費	46,307	45,187	1,120	102.5%
・・・体育施設費	175,807	102,988	72,819	170.7%

令和6年度 社会教育部各課予算及び事業概要

社会教育課

1. 概要

多様化するライフスタイルや市民ニーズを捉え、市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現に向け、文化芸術活動の振興と普及を図っています。また、子どもたちが地域社会への主体的参加を通し、生きる力を育み健やかに成長するための環境づくりを進めています。

2. 当初予算

事業名		事業概要	予算 (単位：千円)
1	社会教育庶務事業	庶務事業経費	254
2	無形文化財保護事業 【実計】	郷土芸能の継承と後継者の育成を図るため、活動発表の場である民俗芸能まつりを開催するほか、その保存に必要な活動支援等を行います。	798
3	地域教育力ネットワーク 推進事業 【実計】	子どもたちの生きる力を育むため、各地区において、世代間交流、体験事業等を実施するほか、こどもサポート看板の設置、パトロール等の共通事業を行います。	1,700
4	放課後等子どもの居場所 づくり推進事業 【実計】	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組を推進します。	1,200
5	エコ・ミュージアム推進 事業 【実計】	金目地区の自然環境、歴史、文化遺産を再認識し、保存・展示・活用するため、「金目エコミュージアム」が策定した事業計画の実現に向けた取組を推進します。	450
6	ふるさと歴史再発見事業 【実計】	平塚に暮らした作家、村井弦斎の功績を広く市民に周知するためのイベントを開催します。また、地域の歴史再発見の一助とするため、地域の歴史再発見活動団体の支援や、市内の史跡説明板等について必要な修繕などを行います。	480
7	歴史的建造物保護事業	旧横浜ゴム平塚製造所記念館の国登録有形文化財としての保存と活用及び維持管理を指定管理者に委託します。	18,647
8	社会教育推進事業	社会教育に関する施策等を協議するため社会教育委員会議を開催します。また、市民の文化芸術活動の普及と高揚を図るため、創作・発表の機会を提供することにより活動を支援します。	2,581
9	文化財保護事業	歴史的に貴重な文化財を保護するため、指定文化財の保存・活用や愛護意識の普及、埋蔵文化財の調査及び出土遺物の整理などを行います。また、文化財保護委員の職務に必要な経費等を支出します。	29,565
総計			55,675

中央公民館

1. 概要

平塚市には中央公民館と、25館の地区公民館が設置されています。地区公民館には、それぞれ地区公民館長1人（非常勤）、主事1人（常勤）等を配置しています。公民館は、各館の公民館運営委員との密接な連携のもと、活発に地域の社会教育・生涯学習活動や地域活動の拠点として、さまざまな学習機会を提供するとともに、地域の団体やグループ活動の場として広く利用されています。

2. 当初予算

事業名		事業概要	予算 (単位：千円)
1	多様な学習推進事業 【実計】	生涯学習を推進するため、公民館において学習情報等の提供を行うとともに、児童・生徒地域参加事業、家庭教育学級、シニア学級の充実を図るほか、地域課題・現代的課題等に取り組む内容の講座を実施します。	4,851
2	地区公民館整備事業 【実計】	生涯学習活動及び地域活動を推進するため、四之宮公民館の新築工事を進めます。 ◆意図伝達（R5：1,316,700円 R6：3,072,300円） ◆新築工事（R5：418,173,000円 R6：268,439,000円）	251,512
3	中央公民館管理運営事業	生涯学習活動の拠点として、施設の適切な管理運営を行います。	115,352
4	中央公民館まつり開催事業	中央公民館利用団体の成果発表の場として、ちゅうおうFESTAを開催します。	51
5	地区公民館まつり等開催事業	地域住民相互の親善と交流を深め、市民体育レクリエーション地区大会を開催するほか、地区公民館利用団体の成果発表の場として、公民館まつりを開催します。	4,879
6	地区公民館管理運営事業	公民館の良好な運営と効果的な事業展開のため、施設の維持管理と各種修繕を行います。	378,627
総計			755,272

スポーツ課

1. 概要

市民のスポーツへの関心は、余暇活動の充実や健康増進等を目的として年々高まっており、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、いつまでもいきいきとした生活を送ることができるよう、スポーツ環境の整備と諸施策を展開しています。

2. 当初予算

事業名		事業概要	予算 (単位：千円)
1	保健体育庶務事業	庶務事業経費のほか、補助金交付事業（スポーツ団体、全国大会等開催）及びスポーツ情報を提供するためスポーツ情報ポータルサイトを運営します。	2,071
2	サッカー文化の振興によるまちづくり事業 【実計】	サッカー文化を振興するため、湘南ベルマーレによる小学校巡回授業やコーチによるサッカー教室等を実施します。	2,000
3	市民総合体育大会開催事業 【実計】	地区対抗形式で、ニュースポーツも取り入れた市民総合体育大会を開催します。	3,913
4	各種スポーツ大会開催事業 【実計】	多様なスポーツの機会を提供するため、市内駅伝競走大会やパラスポーツフェスタ、少年少女大会などの各種大会等を開催します。	7,636
5	スポーツ推進審議会運営事業	スポーツ振興に関する重要事項について、調査及び審議し建議するため、スポーツ推進審議会を開催します。	407
6	スポーツ推進委員活動事業	地域住民に対してスポーツ・レクリエーションに関する指導、助言を行います。また、協議会を組織し、委員相互の連絡調整や委員の資質向上を図るため、研修会等を開催します。	3,712
7	学校体育施設開放事業	市民にスポーツを行う場として、学校体育施設を開放します。あわせて、小・中学校運動場、体育館個人利用促進事業を実施します。	6,524
8	小学校プール開放事業	夏季休業中の小学校のプールを開放します。	19,744
9	手話ダンスによる健康づくり事業	運動・スポーツ活動のきっかけづくりとして、手話ダンスを活用した事業を実施します。	300
10	スポーツ施設活用事業	市民の健全な体育活動の普及発展のため、各種体育施設の維持・管理・運営を行います。	131,119
11	土沢スポーツ広場（パークゴルフ場等）活用事業	市民の健全な体育活動の普及発展のため、土沢スポーツ広場の維持・管理・運営を行います。	44,688
総計			222,114

中央図書館

1. 概要

平塚市の図書館は「誰もがいきいきと学べ、自慢できるお役立ち図書館」の実現を目指し、中央図書館と地区図書館3館を中心に図書館サービスを行っています。
本と出会い親しむ環境をつくるとともに、情報化・デジタル化に対応した資料や情報の提供に努めるなど、多様な利用者に向けたサービスを提供しています。

2. 当初予算

事業名		事業概要	予算 (単位：千円)
1	子ども読書活動推進事業 【実計】	各中学校区子ども読書活動推進協議会を中心に、家庭・地域・学校・行政が連携し、全市的な読書活動を推進します。	1,235
2	ブックスタート事業 【実計】	地域のすべての赤ちゃんと保護者に、「赤ちゃん絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本を直接手渡します。	2,075
3	図書館アウトリーチサービス事業【実計】	いつでもどこでも手軽に利用できる電子図書館の充実を図るとともに、施設や団体への資料の貸出を行います。	6,108
4	図書館協議会事業	図書館の運営及び奉仕について協議するため、図書館協議会を開催します。	102
5	中央図書館業務事業	生涯学習支援のため、図書館資料の収集・整理・貸出・レファレンス・サービス、自主事業を実施します。 令和6年度は、図書館システムの更新及び地域資料のデジタル化を行います。	145,796
6	視聴覚ライブラリー運営事業	生涯学習支援のため、学校教育施設や社会教育団体等への視聴覚資料・機材の貸出を行います。	144
7	中央図書館管理事業	快適な利用環境を提供するため、施設の適切な維持管理を行うとともに、大規模改修に向けた準備を進めます。	72,825
8	地区図書館管理運営事業	暮らしに役立つ図書館として、蔵書管理、貸出、レファレンス・サービス、各種事業を実施します。また、快適な利用環境を提供するため、適切な施設管理を行います。	151,936
総計			380,221